

平成23年12月12日

トン数標準税制の拡充など
平成24年度税制改正に関するコメント

社団法人 日本船主協会
会 長 芦田昭充

この度取りまとめられました平成24年度税制改正大綱におきまして、トン数標準税制の拡充要望につきましては、「次期通常国会における海上運送法改正等を前提に、平成25年度税制改正において拡充する」との結論となりました。

これにより、平成25年4月から、わが国外航海運の国際競争条件が諸外国に一步近づくことが期待されます。外航海運業界は、本制度の趣旨に則り、国際競争力を維持しながら、わが国経済安全保障の確保に貢献すべく努めてまいります。また、日本籍船の更なる増加等につきましては、今後定められることとなりますが、これらについても最善の努力をしてまいります。

同大綱におきましては、平成24年3月末をもって適用期限を迎える「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」、「外航船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置」等の租税特別措置についても、厳しい財政状況の中、ほぼ要望通りの内容で延長が認められました。

トン数標準税制の拡充が税制改正大綱において認められたこと、また、現行の租税特別措置が存続されたことは、国民の皆様および国会の諸先生方の海運業界に対する深いご理解、そして国土交通省当局の多大なご尽力の賜物です。また、経団連並びに造船業界にもご支援をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

なお、トン数標準税制につきましては、今後、国会における関連法案の審議があります。「国際的な競争条件の均衡化」という観点も踏まえた制度となることを期待しております。

引き続き、関係の皆様のご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上